

琉球大学学術リポジトリ

相続分の指定が遺留分減殺請求により減殺された場合の効果

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2013-10-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 比嘉, 正 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/27820

相続分の指定が遺留分減殺請求により 減殺された場合の効果

比 嘉 正

最高裁判所平成 24 年 1 月 26 日第一小法廷決定（平成二三（許）二五号、遺産分割審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件）判例時報 2148 号 61 頁、判例タイムズ 1369 号 124 頁、家裁月報 64 巻 7 号 100 頁

【事実の概要】

被相続人 A は、平成 17 年 12 月 23 日に死亡した。A の法定相続人は、先妻との間の子 3 名（以下「X ら」という）、後妻 Y1 および Y1 との間の子 Y2、Y3 である。A の遺産（以下「本件遺産」という）は、現金 3020 万円、株式および宝飾品である。

A は、平成 16 年 10 月から平成 17 年 12 月にかけて、Y2 に対して生計の資本として、株式、現金、預貯金等を贈与（以下「本件贈与」という）するとともに、A の相続開始時において本件贈与の価額を A の相続財産に算入することを要しないとする、いわゆる持戻し免除の意思表示（以下「本件持戻し免除の意思表示」という）をした。A は、さらに平成 17 年 5 月 26 日に、Y1 の相続分を 2 分の 1、Y2、Y3 の相続分を各 4 分の 1、X らの相続分を各ゼロと指定する公正証書遺言（以下「本件遺言」という）をした。

A の死後、X らは Y らに対して遺留分減殺請求をした上で、A の遺産につき遺産分割の申立をした。

【本決定の要旨】（破棄差戻し）

(1) 遺留分減殺請求により相続分の指定が減殺された場合には、遺留分割合を超える相続分を指定された相続人の指定相続分が、その遺留分割合を超える部分の割合に応じて修正されるものと解するのが相当である（最判平成 10 年 2 月 26 日民集 52 巻 1 号 274 頁参照）。

(2) 遺留分減殺請求により特別受益に当たる贈与についてされた持戻し免除の意思表示が減殺された場合、持戻し免除の意思表示は、遺留分を侵害する限度で失効し、当該贈与に係る財産の価額は、上記の限度で、遺留分権利者である相続人の相続分に加算され、当該贈与を受けた相続人の相続分から控除されるものと解するのが相当である。これを本件についてみるに、本件遺留分減殺請求により本件遺言による相続分の指定が減殺され、相手方らの指定相続分がそれぞれの遺留分割合を超える部分の割合に応じて修正される結果、相手方 Y1 の指定相続分が 52 分の 23、その余の相手方らの指定相続分が各 260 分の 53、原告人らの指定相続分が各 20 分の 1 となり、本件遺産の価額に上記の修正された指定相続分の割合を乗じたものがそれぞれの相続分となる。

【研究】

本決定は、相続分の指定が遺留分減殺請求により減殺された場合の効果および特別受益に当たる贈与についてされたいわゆる持戻し免除の意思表示が遺留分減殺請求により減殺された場合における具体的相続分の計算方法について最高裁判所として判断したものである。以下においては、本決定が判断した問題点について検討する。

1. 生前贈与に遺留分減殺請求が及ぶ範囲

贈与は、原則として遺留分の対象とはならないが、例外的に相続開始前の 1 年間にしたものおよび当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていたときは、遺留分算定の基礎となる財産に算入される（民法 1030 条）。

これを本件について見ると、A が死亡したのが平成 17 年 12 月 23 日で、A は平成 16 年 10 月から平成 17 年 12 月にかけて Y2 に贈与しており、相続開始前 1 年以内にされた贈与と、1 年より前にされた贈与が含まれている。後者の贈与については、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていたときに遺留分の対象となるが、減殺請求権者がそれを立証できなければ、遺留分の対象とはならない。

しかし、本件は共同相続の事案なので、民法 944 条が 903 条を準用していることから、本件贈与が民法 903 条の特別受益に当たるとして、民法 1030 条の

要件を満たさない贈与であっても遺留分の対象になるとして争われた。特別受益に当たる贈与については、被相続人が相続開始の時に有していた財産価額に、その贈与価額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分からその贈与価額を控除した残額が受贈者の相続分となる（民法 903 条）。つまり、本件のように共同相続人の一人が被相続人から生計の資本として受けた贈与は、相続分の前渡しと見られるから、それがいつなされたのか、加害の意思があったか否かに関係なく、遺留分算定の基礎となる相続財産に算入される。

そうすると、特別受益である生前贈与が、民法 1030 条の要件を満たさない場合であっても遺留分の対象となるかという問題が生じることになる。これについて判例は、民法 1030 条の要件を満たさない場合であっても遺留分算定の基礎財産に算入され¹、減殺の対象になるとする²。

しかし、この問題については学説上争いがある。すなわち、民法 1044 条が 903 条を準用していることや相続人間の公平の観点から最高裁判所の立場を支持する説³と、相続人間の公平は、遺留分規定の枠内で最大限実現すればよいのであって、民法 1030 条の要件を満たさない特別受益となる生前贈与は、遺留分算定の基礎となる財産に含まれないとする説⁴がある。

本決定は、先例を踏襲して特別受益である生前贈与は、民法 1030 条の要件を満たさないものであっても遺留分算定の基礎財産に算入されることを明確に示し、被相続人が持戻し免除の意思表示をした場合であっても同様であることを明らかにした点で意義深いと言えよう⁵。

2. 各相続人の遺留分負担割合

遺留分減殺請求が認められた場合に、各相続人が負担する遺留分割合はどのように計算されるのが問題となるが、本決定は、最高裁判所として初めてこの問題について具体的な計算方法を明らかにした点でも意義深い。

1 最判昭和 51 年 3 月 18 日民集 30 卷 2 号 111 頁

2 最判平成 10 年 3 月 24 日民集 52 卷 2 号 433 頁

3 例えば、高木多喜男・遺留分制度の研究 191 頁、千藤洋三「相続分の指定が遺留分減殺請求により減殺された場合の効果」私法判例リマークス 46 号 77 頁等。

4 例えば、浦野由紀子「特別受益者への贈与と遺留分減殺の対象」家族法判例百選（第 7 版）193 頁等。

5 潮見佳男・金融法務事情 1952 号 73 頁、青竹美佳「相続分指定および持戻し免除特別受益の遺留分減殺請求」民商法雑誌 146 卷 6 号 118 頁。

原決定は、相続分の指定に対して遺留分減殺請求がされた場合には、「法定相続分を超過する相続分の指定を受けた相続人（本件ではY2およびY3）の指定相続分がその法定相続分の割合に応じて修正される」とする計算方法を採用した。その結果、Y1の相続分は2分の1のままであるが、Y2およびY3の相続分は各40分の7に減縮され、Xらの相続分は遺留分相当の各20分の1に回復する。

これに対して本決定は、「遺留分割を超える相続分の指定を受けた相続人の指定相続分が、その遺留分割を超える部分の割合に応じて修正される」という計算方法を採用して、具体的に次のような計算方法を採用した。

すなわち、まず、Yらの遺留分については、Y1の遺留分は、4分の1、Y2・Y3の遺留分は、各20分の1である。次に、Yらの指定相続分から同人らの遺留分を差引くと、Y1は2分の1-4分の1=4分の1、Y2・Y3は4分の1-20分の1=20分の4となる。

上記計算の結果を割的に比較すると、Y1：Y2：Y3=5：4：4となる。Y1の指定相続分から同人の遺留分を差引いた4分の1は、20分の5と同じだから、分数で割合を示すと、Y1が13分の5、Y2・Y3が各13分の4となる。

さらに、Xらの遺留分の合計である20分の3を上記の割合（5：4：4）でYらから減殺すると、Y1が減殺される割合は、20分の3×13分の5=52分の3、Y2・Y3が減殺される割合は、20分の3×13分の4=65分の3となる。

そして、Yらの指定相続分から上記割合（52分の3、65分の3）を差引くと遺留分減殺後の相続分が導き出される。すなわち、Y1=2分の1-52分の3=52分の26-52分の3=52分の23、Y2・Y3=4分の1-65分の3=260分の65-260分の12=260分の53ということになる。

なお、Xらの相続分は、それぞれ20分の1（遺産分割そのもの）となる。このように、原審と本決定は、遺留分割の計算方法の基となる相続財産について、原審が「法定相続分を超過する指定相続分」を対象としたのに対し、本決定は「遺留分割を超える指定相続分」を対象とした。

3. 持戻し免除の意思表示の効果

本件持戻し免除の意思表示が減殺請求された場合の効果については、共同相続人間の衡平を図る観点から、侵害された限度で当然に持ち戻しの効力が生じ

る、と解する説もあるが⁶、通説は、当該意思表示は当然に無効となるものではなく、遺留分を侵害された相続人からの減殺により、遺留分保全に必要な限度で効力を失うものと解する⁷。

この問題について本決定は、Xらの遺留分を侵害する合計20分の3の限度で持戻し免除の意思表示は失効し、民法903条1項の規定により、本件贈与にかかる財産の価額を上記の限度でAの遺産の価額に加算したものを相続財産とみなし、これに修正された相続分の割合を乗じ、Y2の相続分から上記のとおりAの遺産の価額に加算した本件贈与の価額を控除して、各当事者の具体的相続分を算定する、としてこの具体的相続分に基づいて、遺産分割の方法を定めた。この原決定に対し、Xらが許可抗告の申立てをし、原審がこれを許可した。

なお、共同相続人間での遺留分減殺に関する先例（最判平成10年2月26日民集52巻1号274頁）があるので紹介しておこう。事案はこうである。

Aの相続人は、妻X（原告・被控訴人・被上告人）、四女Y（被告・控訴人・上告人）の他、相続開始前に死亡した長男Bの代襲相続人B1～B4、長女C、次女D、三女E、五女Fの計10名である。Aは総額10億3453万5000円の遺産すべてについて、各相続人に相続させる旨の遺言をしていた。すなわち、物件目録1～7の不動産は、Yに2分の1、B1～B4に2分の1をそれぞれ相続させ、同目録8の不動産（3億8757万6000円相当）は、C、D、E、Fに等分に相続させ、預貯金等動産の一切（8695万9000円相当）は、Xに相続させる旨の遺言がなされた。

そこで、YおよびB1～B4は、Yが同目録1～7の不動産のうち1～4の不動産を取得し、B1～B4が5～7の不動産（2億7900万円相当）を取得することとして分割した。同目録4の建物は取り壊され、Yは同目録1～3の各不動産（2億8100万円相当）につき所有権移転登記を得た。Xは、YおよびB1～B4を相手方として、遺留分減殺請求権を行使し、Yらが相続した不動産につき、遺留分減殺請求の結果Xに帰属した共有持分権の確認および持分の所有権移転登記手続を求めて訴えを提起した。1審係属中にXとB1～B4間で訴訟上の和解が成立した。

6 伊藤昌司「持戻し免除について」中川淳先生還暦祝賀論文集403頁。

7 中川善之助＝泉久雄・相続法（第4版）275頁。

1 審は、X の遺留分不足額（1 億 7167 万 4000 円）を X 以外の各共同相続人の遺留分超過額で按分した 5927 万 9000 円を Y の減殺額として、物件目録 1～3 の各不動産につき、X が 28 万 1000 分の 5 万 9279 の共有持分権を有することを確認し、持分の所有権移転登記手続を Y に命じた。原審も同様に判示して Y の控訴を棄却した。Y は複数の物件はその価額に従って減殺されなければならないなどとして、上告した。

これに対して最高裁判所は、上告を棄却して次のように判示した。すなわち、「相続人に対する遺贈が遺留分減殺の対象となる場合においては、右遺贈の目的の価額のうち受遺者の遺留分額を超える部分のみが、民法 1034 条にいう目的の価額に当たるものというべきである。けだし、右の場合には受遺者も遺留分を有するものであるところ、遺贈の全額が減殺の対象となるものとするで減殺を受けた受遺者の遺留分が侵害されることが起こり得るが、このような結果は遺留分制度の趣旨に反すると考えられるからである。そして、特定の遺産を特定の相続人に相続させる趣旨の遺言による当該遺産の相続が遺留分減殺の対象となる場合においても、以上と同様に解すべきである。以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。」と判示した。

4. 最高裁判所平成 10 年判決の射程

本判決は、特定遺贈または「相続させる遺言」がされた場合に、遺留分減殺により当該個別財産の最終的帰属が確定する場面を対象とする。その内容は、相続分指定および持戻し免除がなされた特別受益に対する遺留分減殺についての基本的考え方については、相続分の指定が、特定の財産を処分する行為ではなく、相続人の法定相続分を変更する性質の行為であること、及び、遺留分制度が被相続人の財産処分の自由を制限し、相続人に被相続人の財産の一定割合の取得を保障することをその趣旨とするものであることに鑑みて、遺留分減殺請求により相続分の指定が減殺された場合には、遺留分割合を超える相続分を指定された相続人の指定相続分が、その遺留分割合を超える部分の割合に応じて修正される、と明示した。

また、遺留分権利者の遺留分の額は、被相続人が相続開始の時に有していた財産の価額にその贈与した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除し

て遺留分算定の基礎となる財産額を確定し、それに遺留分割合を乗ずるなどして算定すべきであるが（民法 1028 条ないし 1030 条、1044 条）、遺留分制度の趣旨等に鑑みれば、被相続人が、特別受益に当たる贈与につき、当該贈与に係る財産の価額を相続財産に参入することを要しない旨の意思表示（持戻し免除の意思表示）をしていた場合であっても、上記価額は遺留分算定の基礎となる財産額に算入されるものと解する。したがって、前記事実関係の下においては、・・・本件遺言による相続分の指定が減殺されても、 $X1 \cdot X2 \cdot X3$ の遺留分を確保するには足りないことになる、とした。

そして、本件遺留分減殺請求により、 $X1 \cdot X2 \cdot X3$ の遺留分を侵害する本件持戻し免除の意思表示が減殺されることになるが、遺留分減殺請求により特別受益に当たる贈与についてされた持戻し免除の意思表示が減殺された場合、持戻し免除の意思表示は、遺留分を侵害する限度で失効し、当該贈与に係る財産の価額は、上記の限度で、遺留分権利者である相続人の相続分に加算され、当該贈与を受けた相続人の相続分から控除されるものと解するのが相当である、とする。持戻し免除の意思表示が上記の限度で失効した場合に、その限度で当該贈与に係る財産の価額を相続財産とみなして各共同相続人の具体的相続分を算定すると、上記価額が共同相続人全員に配分され、遺留分権利者において遺留分相当額の財産を確保し得ないこととなり、上記の遺留分制度の趣旨に反する結果となることは明らかである、とする。

本判決において指定相続分が具体的にどのように処理されるのかについて見てみると、相続分の指定が減殺され、 $Y1 \cdot Y2 \cdot Y3$ の指定相続分は、各自の遺留分割合を超える部分の割合に応じて修正される。その結果、 $Y1$ の指定相続分は 52 分の 23、 $Y2 \cdot Y3$ の指定相続分は各 260 分の 53、 $X1 \cdot X2 \cdot X3$ の相続分は各 20 分の 1 となる。そして、遺産の価額にこの修正された指定相続分の割合を乗じたものが、それぞれの相続分となる。

その結果、持戻し免除の意思表示は、 $X1 \cdot X2 \cdot X3$ の遺留分を侵害する限度で失効し、本件贈与に係る財産の価額をその限度で、 $X1 \cdot X2 \cdot X3$ の相続分に加算する一方、本件贈与を受けた $Y2$ の相続分から控除して、それぞれの具体的相続分を算定する。

6. 本決定の意義

指定相続分の減殺について、原審が基礎に置いた法理は、遺留分の補填は、遺留分侵害の原因となった者、すなわち、法定相続分以上の財産額を取得した者が補填すべきである、という前掲最判平成10年2月26日に依拠する。

また、持戻しが免除された特別受益の減殺と相続分への影響について本判決は、持戻されるべき特別受益を度外視して基礎財産を捉え、各自の具体的遺留分と侵害率（割合）を決定した。基礎財産算定にあたって903条3項準用ルールを無視し、1028条のみに依拠して指定相続分の割合的修正を実現した。

つぎに、みなし相続財産の確定にあたっては、この侵害率を基準に、持戻されるべき特別受益の額を決定した。その際、持戻される額は、遺留分侵害を受けた者の相続分に加算され、特別受益を受けた相続人の相続分から差し引き、これによって、各自の具体的相続分を決定し、遺産分割が行われることになる。

このように、本決定は、相続分の指定と持戻し免除の意思表示に対する遺留分減殺請求の効果、それに基づく具体的相続分の算定方法を明確に示した。それは、すべての相続人に最小限度の遺留分の取得を保障するために編み出された理論構成であり、説得力のある判決であるといえよう⁸。

8 千藤洋三「相続分の指定が遺留分減殺請求により減殺された場合の効果」私法判例リマックス46号77頁。もっとも、本判決の遺留分額の算定方法については、配偶者別格の観点から、生前贈与を全額ではなく、遺留分権利者の遺留分を侵害する限度でのみ参入する、とする原審の方法も一考に価するという指摘もある（菅竹・前掲）。